

外食業者の皆様へ

米トレーサビリティ法とは

カビ米などの問題が発生した際に、流通ルートをややかに特定できるように、

- 『米穀等の取引等の記録を作成・保存すること』(H22.10.1～)
- 『産地情報を取引先や消費者に促進すること』(H23.7.1～) が義務付けられました。

法律の対象となる品目は次のものです

米穀(もみ、玄米、精米、碎米)、米粉等の中間原材料、米菓生地、
米飯類、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

外食業者の皆様がしなければならないこと

1. 入荷伝票を受領し、3年間保存してください 平成22年10月から始まっています。

入荷伝票に記載する項目

- ① 品名(通常用いている名称)
- ② 産地(「国産」、「〇〇県産」等)
- ③ 数量
- ④ 年月日(搬出入した日)
(困難な場合は、発注日等)
- ⑤ 搬出入した場所
(その場所が特定できる名称及び所在地)
- ⑥ 取引先名(取引先の氏名又は名称)
- ⑦ 用途
(用途限定米穀は、その用途)

〈入荷伝票の例〉

納品書		④ 納品日 平成 年 月 日			
⑤ 岐阜県岐阜市〇〇1-1 〇〇食堂 様		搬入場所が、左記と異なる場合は、伝票の空欄に搬入場所を自書してください。		⑤ 搬入場所 岐阜県岐阜市〇〇2-2	
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。					
商品名	数量	単価	金額	用途限定	
② 国産 コシヒカリ(10kg)	③ 5	3,000	15,000		
② 国産 コシヒカリ(5kg)	③ 5	2,000	10,000		
② 国産 加工用米(100kg)	③ 5	1,000	5,000	加	⑦
計	15		30,000		
消費税			1,500		
合計			31,500		
				岐阜県岐阜市〇〇3-3 ⑥ (株)〇〇米穀	

※「取引等の記録の作成・保存の義務」は、取引に使用した伝票を保存することで、義務を果たしたことになります。
※記録は、対象品目を取引、事業所間移動、廃棄を行った場合に、作成、保存しなければなりません。
※対象品目を、取引事業者へ販売する場合は、出荷記録を作成し保存しなければなりません。
※記録は、伝票以外でもかまいません。他の記録の作成方法については、「お問い合わせ先」へご連絡ください。

裏面もご覧ください

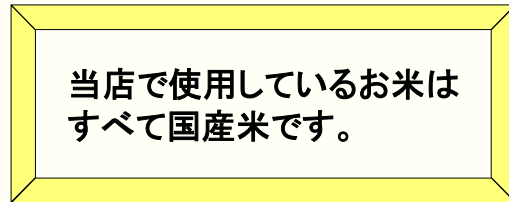
外食業者の皆様がしなければならないこと

2. 相手方に産地を伝達してください

平成23年7月から始まります。

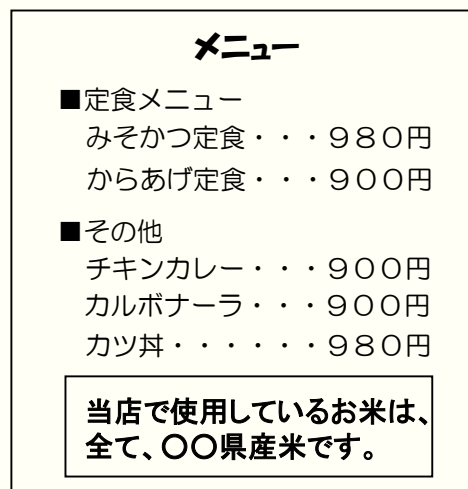
「一般消費者」に産地伝達方法

方法① 店内に産地を掲示する。

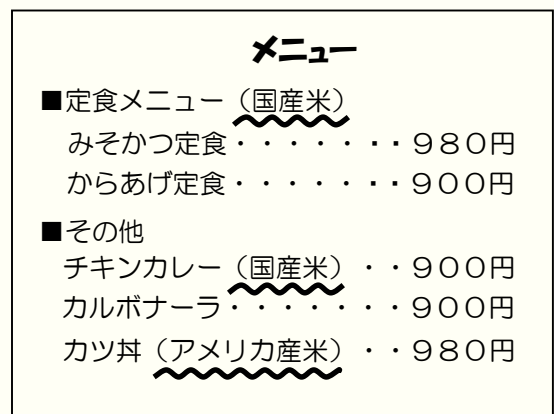


方法② メニュー冊子に産地を表記する。

全ての商品が同じ産地の場合



商品ごとに産地が異なる場合



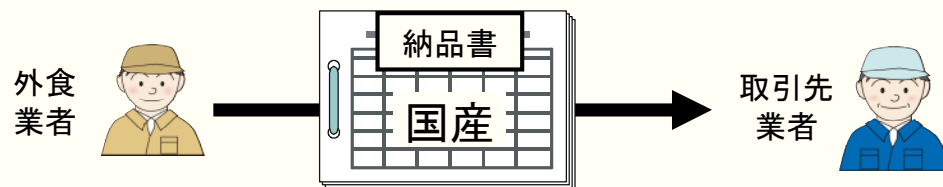
※産地の表記は、都道府県名又は代表的な地名でもかまいません。
※他の産地の伝達方法については、下記へお問い合わせください。

「取引先業者」に産地を伝達する方法

※弁当などを小売業者などの事業者へ販売する場合も、産地を伝達する必要があります。

方法① 出荷伝票に産地を記載する。

※伝票以外に、納品書、規格書等でもかまいません。



違反した場合は、罰せられることがあります。
不明な点は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **岐阜県健康福祉部** **生活衛生課** **TEL:058-272-8284**
〇〇保健所 **生活衛生担当** **TEL:058- -**

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法